

JIS

エネルギーサービス—エネルギーサービス事業 の評価及び改善のための指針

JIS Y 50007 : 2024

令和 6 年 3 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	大 内 静 香	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	大 野 昌 仁	一般社団法人日本建設業連合会
	加 藤 美穂子	電気事業連合会
	河 嶋 信 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	高 澤 哲 也	国立研究開発法人国立環境研究所
	戸 谷 圭 子	サービス学会 (明治大学)
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	西 村 みどり	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (ペリージャソンソ ン ホールディング 株式会社)
	原 辰 徳	東京大学
	牧 野 睦 子	公益財団法人日本適合性認定協会
	吉 川 礼 子	一般社団法人全国家事代行サービス協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.3.21

官 報 掲 載 日：令和 6.3.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 一般	1
0.2 規格の目的	1
0.3 規格の利点	1
0.4 規格の利用	1
0.5 規格における表現形式	2
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 ユーザーのニーズ及び期待に関するエネルギーサービス事業の構成要素	13
4.1 一般	13
4.2 エネルギーサービス事業へのアクセス	13
4.3 エネルギーサービス事業の提供	14
4.4 エネルギー効率化サービス	17
4.5 クリーンな再生可能エネルギーサービス	17
4.6 契約管理及び請求	18
4.7 ユーザーとの良好な関係の促進	20
4.8 環境保護	23
4.9 安全管理及び非常時の対応	23
5 ユーザーへのエネルギーサービス事業の評価基準	24
5.1 一般	24
5.2 エネルギーサービス事業へのアクセス	25
5.3 エネルギーサービス事業の提供	25
5.4 エネルギー効率化サービス	26
5.5 クリーンな再生可能エネルギーサービス	27
5.6 契約管理及び請求	28
5.7 ユーザーとの良好な関係の促進	28
5.8 環境保護	30
6 エネルギーサービス事業の評価	31
6.1 一般	31
6.2 評価方針	32
6.3 評価の目的及び範囲	32
6.4 評価に関わる当事者	33
6.5 評価方法	33
6.6 サービス事業の評価基準	33

	ページ
6.7 評価を実施するための資源	34
6.8 成果の生成及びその利用のための推奨事項	34
7 パフォーマンス指標	34
7.1 一般	34
7.2 パフォーマンス指標システム	34
7.3 データの品質	36
7.4 パフォーマンス指標の事例	36
8 パフォーマンス改善	37
8.1 一般	37
8.2 パフォーマンス測定及びモニタリング	37
8.3 検証及び演習	37
8.4 パフォーマンス指標システムの最新状態の維持	38
8.5 パフォーマンス指標システムの監査及び評価	38
附属書 A (参考) エネルギーサービス事業を評価するための追加の指針	39
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	42
解 説	44

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

エネルギーサービス—エネルギーサービス事業の 評価及び改善のための指針

Energy services—Guidelines for the assessment and improvement of the energy service to users

0 序文

0.1 一般

この規格は、2017年に第1版として発行されたISO 50007を基とし、我が国におけるエネルギー供給の実態に合わせ技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

0.2 規格の目的

この規格は、エネルギーサービス事業に関する法規、公的な規制などが定められていないか、又は一般的な取引慣習が整備されていない場合に、エネルギーサービス事業者などに対して、グッドプラクティス（優れた取組）を推奨することを目的とする。ここで、グッドプラクティスとは、サービス契約、支払方法、価格決定、料金体系及び補助金、公正な提供を行うこと、並びに貧困及び／又はぜい（脆）弱な消費者のニーズに関するものである。

0.3 規格の利点

この規格が推奨するグッドプラクティスが広く普及することによって、一般消費者は、貧困又はぜい（脆）弱な状況にあっても、安定したエネルギーを妥当な価格で利用可能になる。また、エネルギーサービス事業者が複数存在する場合に、グッドプラクティスに従っている事業者、“持続可能な開発目標”に貢献している事業者などを認識可能となることが期待される。

エネルギーサービス事業者は、この規格が推奨するグッドプラクティスに従うことによって、消費者に対するサービスの品質を自主的に改善することが可能となる。また、サービスの改善を望む消費者から認識されるようになるため、この規格に従わない他の事業者に対して優位となり得る。また、既に他の指針を適用している場合にも、それらの指針を見直すために利用することが可能である。

0.4 規格の利用

この規格は、エネルギーサービス事業者がユーザーに対するサービスを自主的に改善するための指針であり、第三者がエネルギーサービス事業者を認証したり評価を加えたりすることは想定していない。法規、